

農家と農業委員会をむすぶ

あきたし 農委だより

第67号(令和3年10月1日)

編集発行所 秋田市農業委員会
〒010-8560
秋田市山王一丁目1-1
TEL (018) 888-5796
FAX (018) 888-5797

土をつくる、野菜をつくる、
笑顔をつくる



今号の表紙

園芸振興センター新規就農研修生時代の佐々木充さん。今年の3月に研修を修了して、河辺高岡地区で就農しました。今号では、就農後の「今」を伺っています。詳細は2ページ。

秋田市農業委員会 <http://www.city.akita.lg.jp/shisei/iinkai/1009648/index.html>



ちょうどいいから
住みやすい!
秋田市
LIFE
市民と広げるまちへの誂りと愛着

新規就農研修生 取材記録

番外編!

プロフィール



佐々木 充さん

水稻のほかに野菜や花きを取り入れようと受講。研修ではトマト栽培に取り組んだ。
現在は、河辺高岡地区で新規就農者として耕作開始。

秋田市農委だよりでは、「令和に頑張る新規就農者」特集として、第63号（令和元年10月発行）から2年間にわたり園芸振興センターの2人の新規就農修生の入学から修了までを追つてきました。

今号は番外編！ということで、今年の3月に研修を修了して半年後の現在、取り組んでいることなどについてお話を伺いました。

Q 2年間の園芸振興センターでの研修は、現在の仕事にどう役立っていますか。

私自身、非農家出身だったため、肥料、農薬、あらゆる農業資材の使い方や決まりを学べたことが今の作業につながっています。

現在ハウスで栽培しているトマトは、センターで学んだ「つり下げ誘因」で作っています。

Q 基本的な作業は私と妻の二人で行い、軽作業は妻の両親にも手伝ってもらっています。また、妻は元々デザイン関係の仕事をしていましたが、収穫したら、収穫した野菜のパッケージデザインを担当しています。



妻の歩惟（あい）さんが手がけたパッケージ

Q 現在栽培されている品目と経営規模を教えてください。

水稻を中心にキヤベツやアスパラガス、ナスなど多品目を栽培しています。

農地は妻の祖父から継承し、経営面積は4・4ヘクタールで、うち4ヘクタールが水稻、40アールが畑という内訳です。



作業中の佐々木さん

Q 今後取り組んでみたいことはありますか。

前職のパン職人の経験を生かし、全ての素材を自分で作ったサンドイッチを作るのが夢です。

Q 変なことや、やりがいを感じていることは、それぞれ何ですか。

大変なことは、やはり天候に左右されることです。トマトなどは品質を保つために管理に注意を払っていますが、猛暑や大雨など自分ではどうすることもできない部分で影響を受けてしまうので、難しさを感じます。

やりがいを感じるのは、収穫した物が消費者の方に届けられた時です。特に出荷した物が全て売り切れた時の達成感はやみつきになります。味はもちろんですが、パッケージデザインも評価してもらえると、明日も頑張ろうと活力が湧いてきます。

Q 実際に農業を始めてみて、大変なことや、やりがいを感じていることは、それぞれ何ですか。

実際に農業を始めてみて、大変なことは、やはり天候に左右されることです。トマトなどは品質を保つために管理に注意を払っていますが、猛暑や大雨など自分ではどうすることもできない部分で影響を受けてしまうので、難しさを感じます。

これから
さらなるご活躍を
期待しています！

Q 改めて、佐々木さんにとつての農業の魅力を教えてください。

土を整える、野菜を育てる、デザインして売る、すべての工程が楽しいと感じます。

夫婦で力を合わせて品質を向上させ、消費者の方を笑顔にする商品を提供するのが農業の魅力だと思います。将来的には米粉でパンやお菓子等の加工品を作りたいと考えています。



採れたてのトマトを手に

高まる関心、スマート農業

～秋田市認定農業者協議会スマート農業現地研修会にお邪魔しました～

スマート農機導入の経緯

～（農）はたやファーム～

- ◆ 河辺畠谷地区のほ場整備事業を契機に、令和2年9月28日に法人設立
- ◆ 代表理事の足利さんは市内の密苗栽培の先駆者の1人。取り組みが評価され、法人立ち上げの際も法人全体で密苗栽培を採用することに
- ◆ 県の補助事業（低コスト技術等導入支援事業）を契機に、導入費の50%補助を活用して、密苗仕様の直進アシスト田植機と、GPSアシスト付きトラクターを導入



秋田市認定農業者協議会会長の
菊地公明さんあいさつ（写真中央）

薬剤散布ドローン
基準点設定後は自動運行。薬剤はタンクごと、バッテリーもカセットのように取り替えられるので、準備も楽ちん！



ラジコン式の薬剤散布ボート
水田内に立ち入らなくて良いので、時間短縮＆均一散布が可能！



導入している「農事組合法人はたやファーム」（河辺地区）の足利昭代表理事からは、導入後のメリットなどの紹介がありました。その後で、「有限会社芝野農興」（雄和地區）による薬剤散布ボートの紹介とデモ運転が行われました。

講師を務めた足利代表理事は、「田植えの時期からは外れていたとはいえ、これほど参加者が多いとは思っておらず、スマート農業への関心の高さを感じました」と驚いた様子でした。

また、協議会事務局として、今回の研修会を企画した市産業振興部農業農村振興課の伊藤千歳課長は、「スマート農業は実際見てみないことには、どれだけ効果があるか、なかなか実感できないと思います。これから、市でも農業法人等を対象とするスマート農業関連事業を立ち上げるので、今回の研修会や、新事業の活用等により、少しでも農業者のサポートができればと思っています。」

参加者の声

担い手不足や高齢化が進む中、将来は機械に頼らざるを得ないと考えていたので、もともとスマート農業に興味がありました。機械の力を借りつつ、こうして省力化ができれば、農業はまだまだ無くならないと感じた良い研修でした。

スマート農業は、人手を削減する中で今後熱くなっていく分野。農家の負担がかなり減らせるのではないかという。導入コスト等の課題はありますが、そこは業者さんになんとかしてもらいつつ、個人ではなく地域を挙げてならば、充分導入は可能だと思いました。

直進アシスト田植機
密苗で育苗箱を用意するため、苗運搬時間の短縮・省力化が見込める。操縦面では、初めに設定した基準点に沿って自動で直進。なんと運転手が操作しなくても走行できるのだ！





Special
特集

令和3年度 農地 パトロール

農地を守り、活かすために



今 後のスケジュールは下の図のとおりです。パトロール結果を踏まえて、遊休農地の所有者等に対し「利用意向調査」を行います。
従来は11月～翌年1月に行っていましたが、今年度から調査の時期が早まり、期間も短くなっています。ご理解とご協力をお願いいたします。

田市では、本年8月27日から9月1日まで、農地パトロール（利用状況調査）を実施しました。

パトロールでは地域の農地が適正に管理されていることを確認するため、農業委員と農地利用最適化推進委員等が市内5区域に分かれて、それぞれが担当する区域内の農地を巡回しました。遊休農地等の現状把握のほか、農地が無断で転用されないか、不法投棄が行われていないなども併せて調査しました。

秋 田市では、本年8月27日から9月1日まで、農地パトロール（利用状況調査）を実施しました。



■ 遊休農地とは

遊休農地とは、農地法において定義されている用語で、次のいずれかに該当するものです。

1 現に耕作のために供されておらず、かつ、引き続き耕作のために供されないと見込まれる農地

2 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣つていると認められる農地

例ええば…

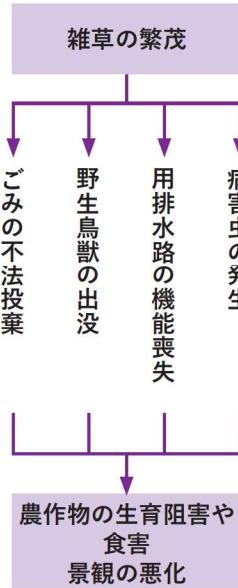
- 過去1年以上耕作されていない
- 草刈りなどの維持管理もされていない



■ 遊休農地になつてしまふと

一度遊休農地になつてしまふと、復元には多くの労力や費用がかかる上に、借り手を探すのも困難になります。

また、遊休農地の状態が続くと、周囲の農地に次のような悪影響を及ぼします。



※その他、耕作や管理がされていない状態が続けば、その農地の固定資産税が高くなる場合があります。



飯島地区にあつた遊休農地。解消前（写真上）は雑草が生い茂つていたが、解消後（写真下）は雑草がなくなり、水路もきれいになつている。

■ 遊休農地の解消事例

活動を始めた経緯

私が住んでいる

飯島地区は、他地区と同様に農家の高齢化や後継者不足により、草刈りなど田んぼの維持

管理が困難になっている方が、年々

増えています。

そのため、有志で集まり、平成27年ころから同じ町内の農家から委託されて草刈りを行つてきました。平成29年に私が推進委員になつてからは、依頼される件数が徐々に増えていきました。

現在は年間約7ヘクタールの草刈りをしています。

飯島地区を担当。H29年度から推進委員を務める。遊休農地解消に精力的に取り組む。



解消方法

草刈りは主に

トラクターにハ

ンマーナイフモ

アを付けたもの

や自走式草刈

機、肩掛け式草

刈機を使つて、

一反歩当たり30

分から1時間か

けて行います。



写真..草刈りの様子

取り組みに対する思い

草刈りを行つた土地所有者から、「周りの田んぼへ迷惑をかけてしまうので、草刈りをやらなければいけないと思つていたが、高齢でなかなかできなかつた。草刈りをやってもらい、肩身の狭い思いをしないですんで助かった」や「草刈りにより、ゴミの不法投棄がなくなつた」など感謝のお言葉をいただいております。

ただ、草刈りによる遊休農地の解消は、根本的な解決ではなく、一時しきでしかないことから、今後は、営農再開による解消にまでつなげることができるように、関係機関と連携の上、委員活動を継続していきたいと考えております。

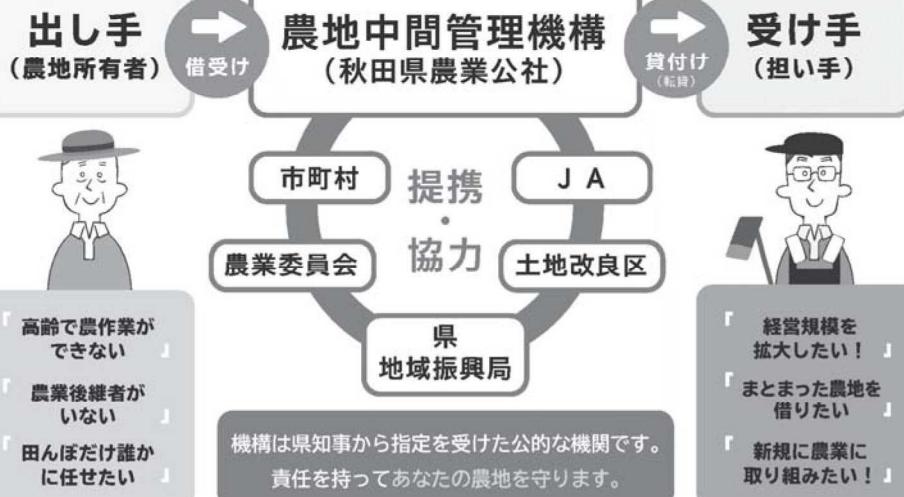
～大切な農地を遊休農地にしないために～

Q：農地を耕作できなくなった、どうすれば良いの？

A（答え）は次ページへ

A：以下のような制度がありますので、お気軽にご相談ください。

農地中間管理事業を活用しましょう！



農地中間管理事業以外の貸し借りについて

出し手と受け手が直接貸し借りする場合には、次の二通りの手続きがあります。

① 農業経営基盤強化促進法

② 農地法第3条

【要件チェック】

- ・農地の場所は市街化区域外ですか？
- ・受け手の経営面積は132a以上ですか？

全て「はい」

いずれか「いいえ」

1

2

※これは、あくまで目安です。農業委員・推進委員へご相談いただければ、最適な手続きをご案内します。

【主な特徴】

- ・任意の年数で契約できる（10年未満、20年を超える場合も可）
- ・賃借料は米による物納でも可能
- ・契約準備を自ら行う必要がある

売買について

農地を売買する場合も、手続きが必要ですので、秋田市農業委員会事務局へお問い合わせください。

☎018-888-5796

農地への復旧が困難なとき

山林化などにより農地として再生利用が困難な場合は、非農地証明申請を行い、地目変更できる場合があります。（登記地目の変更には、法務局での手続きが必要です。）

このほか、農地パトロールで再生利用が困難と見立てた農地について、農業委員会が所有者等に対して、農地に該当しない旨（非農地判断）を通知する場合があります。

第4回

委員紹介コーナー



秋田市では女性委員の登用を促進しています。今号では、女性委員ならではの視点・つながりから始まつた取り組みを、柴田農業委員が紹介します。

農業委員
柴田 ますみ

フードドライブとは

詳しくは
→



生産者・消費者



地域の皆様におかれましては、日頃から農業委員会活動へのご協力を賜り、感謝いたします。さて、女性農業委員・推進委員で構成する秋田県農業委員女性協議会総会で、にかほ市農業委員会が行っているフードドライブ活動の報告を受けました。その席上で、当協議会でもこの取り組みに賛同し、各市町村農業委員会へ普及させることとし、本市でも、今年から実施することとしました。

「フードバンク」はなじみのある言葉だけど、「フードドライブ」って何? という方が多いかと思われます。フードドライブとは、フードバンクへ食品を寄贈することと、その食品を、フードバンクに指定された団体が振り分けて、食を必要とする方々に提供することを指します。

現在、一部スーパーや市民サービスセンターにも窓口が設けられており、寄付できる食品に制約はありませんが、誰でも気軽に活動に参加することができます。

食物を育てる生産者として、食品ロス(廃棄)を抑え、また、必要な方へ提供できる、とても良い活動かと思いますので、皆様もぜひ“ちょっとしたお裾分け”を始めてみてはいかがでしょうか?

農業者年金の保険料引き下げについて



詳しくは
こちら

令和4年1月1日から、農業者年金制度が改正され、若い農業者が加入しやすくなります。

これまで、農業者年金の保険料は、年齢にかかわらず、2万円以上でした。

改正後は、一定の要件(35歳未満で認定農業者に該当しないなど)を満たす方は、保険料1万円から加入できます。

ぜひこの際に、加入をご検討ください。

お問い合わせはお近くのJAまたは農業委員会へ。

耕作証明書等発行手数料のキャッシュレス化について

秋田市では令和3年10月11日から、一部の窓口で証明書発行にキャッシュレス決済を導入します。導入後はクレジットカードや電子マネーで証明手数料を支払うことができます。これまでどおり、現金で支払うことも可能です。

キャッシュレス決済できる窓口

- 耕作証明書等▶ 河辺市民サービスセンター
- ▶ 雄和市民サービスセンター

申請手続きの押印を廃止しました

農業委員会へ提出する申請書等への押印は不要です。今後申請する際は、新しい様式を使用してください。



新様式の受け取りはこちら

- ▶ 秋田市農業委員会
- ▶ 河辺市民サービスセンター
- ▶ 雄和市民サービスセンター

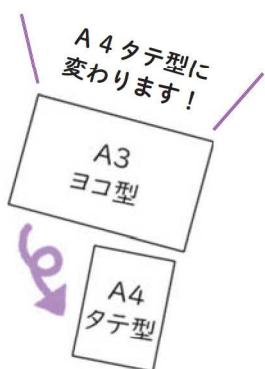


新様式は
こちら

農業委員会ホームページからもダウンロード可能です。

農地利用集積計画書の様式変更を予定しています

農業経営基盤強化促進法による農地の権利移転を行う際に必要な農地利用集積計画書を変更する予定です。変更時期などの詳細については、決まり次第、隨時農業委員会ホームページや窓口などでお知らせします。



令和3年度 農業子ども絵画コンクール

農の魅力大発見！」



問 秋田市農業委員会事務局

018-888-5796

広報ID: 1021023



■ テーマ

農業

■ 募集受付

描いた絵を **10月29日(金)** まで

通学している小学校へ

(作品数により応募段階で選考される場合があります。)

応募条件

- 秋田市の小学生であること
- 絵のサイズはB3
(4ツ切りサイズ)
- 画材は自由

■ 表彰

最優秀賞と優秀賞の各1点と特別賞を選出し、賞状と副賞を贈呈します。

■ その他

- ・応募いただいた作品は、表彰式終了後に学校単位でまとめてお返します
- ・応募は1人1作品まで。未発表のものに限ります
- ・受賞者氏名は広報あきたや秋田市のホームページに掲載されます

今号も最後までお読みください。実りの秋を迎え、稲刈り作業の風景をいろんな所で見かけます。新米で炊いたご飯を食べます。今年は、収穫作業後から冬期にかけて、農業委員会には農地の売買や貸し借りに関する問い合わせ、各種申請書類の不備などにより手書きの書き忘れや間違いがあります。ところが、添付書類の不備などを防ぎ、スムーズな手続きに時間がかかる場合があります。お問い合わせしておられますが、まずは農業委員会に連絡・お越し下さい。お手伝いをさせていただきます。お話し合いを通じて各種手続きをいきの手伝いをさせていただきます。お頼いいたします。

(事務局職員 勝田 茂満)

編集後記



秋田市
フォトだより

写真:
神事の様子

6月28日、四ツ小屋地区の秋田市南カントリーエレベーター建設用地内で建設工事の安全祈願祭が行われました。来年3月完成予定です。地区の大・米づくりの拠点として、品質向上、そして私たち農家にとって利便性向上に繋がることを期待しております。

(佐藤 公誠 推進委員)



お申し込み、
お問い合わせは
お近くのJA
または
農業委員会へ

加入要件はたったこれだけ！

- 60歳未満
- 国民年金1号被保険者
- 年間60日以上農業に従事

多くの**メリット**が！

- 終身年金で80歳までの保証付き
- 支払う保険料は全額社会保険料控除の対象
- 保険料国庫補助による手厚い支援

配偶者や後継者
などご家族も
加入OK!

全国農業新聞



全国農業新聞は、農業および農政の現状を中心に農業者の経営と暮らしに役立つ情報を届けします。

- 発行日………毎週金曜日
- 購読料………700円／1か月（送料、税込み）

秋田市農業委員会事務局 018-888-5796